

千葉県国際総合水泳場
管理業務等仕様書

千葉県

目次

頁

1	管理運営方針	1
2	開場時間及び休場日等	1
3	各業務の内容及び基準	1
	(1) 施設等の運営に関する業務	1
	① 施設の利用（利用の許可を含む）に関する業務	1
	② 施設の運営に関する業務	3
	③ 利用料金の設定及び収受に関する業務	4
	④ 利用者へのサービスの提供に関する業務	5
	⑤ その他運営業務	6
	(2) 施設等の維持・管理に関する業務	6
	(3) スポーツ推進に関する業務への協力等	7
	(4) 自主事業に関する業務	8
	(5) その他	8
	① 知事への報告等について	8
	② 管理業務の引継ぎについて	8
	③ 防火管理について	8
	④ 広告事業について	8
	⑤ その他の業務の基準	9
4	その他	9
	(1) 危険負担について	9
	(2) 守秘義務について	9
別紙 1	各施設の利用形態及び利用単位	10
別紙 2	施設利用に関する行事調整	11

1 管理運営方針

- ・国際的な大会をはじめとする各種競技会が開催できる、本県の水泳競技の中心的施設として、指導者の育成及び選手強化事業並びに各種競技会等に貸し出し、水泳競技力の向上に寄与する。
- ・通年利用の温水プールとして、県民の水泳を通じた健康・体力の維持・増進に係わる幅広い要望に応え、生涯スポーツ活動の推進に寄与する。
- ・それぞれの年齢・体力に応じた積極的な利用促進、水に親しむ場・交流の場として活用する。
- ・自由時間の増大・生活水準の向上・高齢化社会の進展などの社会変化に伴う多種多様な活動に対し、水泳競技と水に親しむ運動の拠点を提供する。

2 開場時間及び休場日等

- (1) 開場時間は原則として午前9時から午後9時までとし、休場日は次のとおりとする。
ただし、指定管理者が必要であると認め、千葉県知事（以下「知事」という。）の承認を受けた場合は変更することができる。
- ・定期休場日：月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
 - ・年始休場日：1月1日～1月4日
 - ・年末休場日：12月28日～12月31日
 - ・臨時休場日：特別の事情により、指定管理者が必要と認めて、知事の承認を受けて定めた日
- (2) 次の各号に掲げる日を施設無料開放日とし、共同利用の利用料金を無料とする。
- ① 県民の日を定める条例（昭和59年千葉県条例第3号）に規定する県民の日
 - ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2号に規定するスポーツの日

3 各業務の内容及び基準

- (1) 施設等の運営に関する業務
- ① 施設の利用（利用の許可を含む）に関する業務
 - ア 千葉県国際総合水泳場（以下「水泳場」という。）施設の利用について
 - (イ) 施設の利用形態は、専用使用及び共同使用とする。専用使用は、定められた施設を専有して利用することであり、共同使用は、個人で、他の利用者と共に共同で利用することをいう。
 - (ロ) 専用使用が入っている場合は、共同使用はできないものとする。
 - (ハ) 専用使用の場合は、利用開始の3日前までに、専用使用許可申請書を受け付けるものとする。
専用使用の許可には、水泳場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
 - (ニ) 共同使用の場合は、入場券を交付するものとする。
 - (ホ) 各施設の利用形態及び利用単位については、「別紙1」のとおりとする。
 - (ヘ) プールの利用方法
 - a 専用使用について
 - (a) 協定書第2条第4項における審査基準は次のとおりとする。
水泳場の正常な運営に支障がなく、次の各号の一に該当する場合に限り、専用使用を許可することができる。
 - 1 (公財)日本水泳連盟競技規則、(一社)日本マスターズ協会競技規則に沿った水泳競技会及びこれらに準じた水泳競技会として使用するとき。
 - 2 国又は他の地方公共団体が水泳に関連のある事務の用に供するとき。
 - 3 学校教育活動として使用するとき。
 - 4 水泳関係団体（千葉県水泳連盟等）として使用するとき。
 - 5 千葉県国際総合水泳場に登録された団体として使用するとき。
 - 6 その他特に場長が必要と認めたとき。

団体登録基準

- 1 利用目的が、水泳関係の練習（泳力向上等）又は構成員の健康増進等であること。
- 2 規約に基づいて運営されている構成員 10 名以上の団体であること。
- 3 団体構成員の中から、（公財）日本水泳連盟又は（公財）日本スポーツ協会公認の水泳関係資格者（水泳指導員等）、あるいはそれらに準ずる有資格者（日本赤十字水上安全救助員等）で、構成員の安全等を確保できる技術を有している者を選定している団体で、水泳場利用日当日において、その資格者等が必ず 1 名以上参加できる団体であること。
- 4 構成員の安全管理に十分配慮した指導体制（指導員数等）がある団体であること。
- 5 何らかのスポーツ傷害保険に加入している団体であること。
- 6 当水泳場の注意事項等を遵守する団体であること。

予約方法

施設利用の予約について窓口での予約のほか、オンラインシステムによる申込み及び利用決定を行うようにすること。

(b) 専用使用の形態

- ① 水泳競技会、講習会、合宿及び学校教育活動等
- ② 団体貸切（グループや団体による練習会、学校の部活動等）
- ③ 催物、映画・テレビ CM 等の撮影

b 共同使用について

(a) 使用基準

- ① プール利用に当たって、小学校 3 年生以下の者は、水着着用の保護者同伴を必要とする。
- ② メインプールは、100m 以上泳げる者が利用できる。
- ③ 飛込プールは、事前に登録した者が利用できる。事前に登録・発行した登録証（許可証）を提示する。
- ④ サブプール・初心者用プールは、泳力を問わず利用できる。
- ⑤ その他現行の「利用上の注意事項」を参考とし、利用者の安全性や快適性、施設の維持管理を目的とした利用基準を設ける。

(b) 65 歳以上の者又は障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者の他、これらの者を介護する者を含む）が利用する場合

- ① 利用料金は徴収しない。
- ② 証明書の提示、又は事前に登録・発行した利用者カードを提示する。
※ 現在利用している利用者カードの期限は 2027 年度末である。
- ③ 介護者は必要最低限の人数とする。

(キ) トレーニング室の利用方法

a 使用基準

- (a) 高校生相当以上の者が利用できる。ただし、運動選手等で指導者の同伴があればこの限りではない。
- (b) トレーニングに適した服装・シューズ（上靴）を着用する。

イ 競技会の実施運営について

(ア) 競技会等各種行事の開催

水泳場において開催する競技会等の日程調整し、知事と協議のうえ決定する。詳細は「別紙 2」のとおりとする。

(イ) 施設利用の制限

- a 休場日、水泳教室等事業開催日、施設無料開放日等は利用を制限する。
- b 全国大会、関東大会等の開催日が「a」に該当する場合は、指定管理者が知事と協議し決定する。
- c 利用施設の制限について

メインプールエリア、サブプールエリア両方同時の貸出しについては原則として行わない。ただし指定管理者が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

② 施設の運営に関する業務

指定管理者は、利用者の安全と快適性を確保し、水泳場の運営が円滑に行われるよう、次に掲げる基準に基づき、利用者の安全で快適な利用の確保と円滑な運営に努める。

特に安全確保と事故防止や救急措置のために、業務従事者の知識技能の向上を図る。また、利用者に対する利用規制やマナー向上に向けた適切な対応を行うとともに、利用者へのサービス向上に努める。

さらに室内やプール、水泳場備品等を常に整理・整頓し、管理面や衛生面には万全を期す。

ア 受付・案内について

水泳場内には、利用者への情報提供、利用申請等の窓口として、総合受付を配置すること。

(ア) 施設利用者及び来場者に対する案内及び電話応対を行う。

(イ) 団体登録申請・許可に係る処理及び専用使用申請・許可に係る処理を行う。

(ウ) 65歳以上の高齢者・障害者へ利用者カードの発行を行う。また入場券の交付と記録を行う。

(エ) 飛込プール個人登録証の発行を行う。

(オ) 遺失物の管理について

施設内で発見した遺失物・拾得物を適切に保管・処理し、貴重品及び現金については速やかに習志野警察署に移管する。

(カ) 苦情・要望・相談等へ対応する。(内容は指定管理者が検討を行い対応する。)

(キ) 入場者集計を行う。

イ 各利用施設運営業務

(ア) プール・トレーニング室の運営について

a プール・トレーニング室の運営については現場責任者(有資格者)を配置し、業務従事者を指揮監督する。

b 業務従事者は業務の遂行に必要な知識、技能を有する者とする。

c 現場責任者の監督の下、次のプール監視業務を適切に行う。

(a) プール監視(安全確保・事故防止・救急処置等)及び利用案内

(b) プール利用者の救護

(c) プール備品・用具等の設置、貸出し、収納及び点検整理

(d) その他プール監視業務に関すること

d 現場責任者の監督の下、次のプール管理業務を適切に行う。

(a) 業務日誌の作成、記録・保管

(b) プール、プールサイド、強制シャワー、採暖室、ジャグジー等の日常点検清掃及び安全点検

(c) 利用者の安全確保と事故防止及び緊急措置等

(d) その他プールの管理に関すること

e 現場責任者の監督の下、次のトレーニング室管理運営業務を行う。

(a) 利用者への案内及び指導、助言

(b) 利用者のカルテ等の整理保管及び利用統計処理

(c) トレーニング室(トレーニング機器を含む)の管理(日常清掃)及び点検整理

(d) その他トレーニング室管理運営に関すること

(イ) 駐車場運営業務

駐車場、駐輪場内外や出入口付近の安全確保及び交通誘導、設備機器の操作、利用案内、利用承認及び料金徴収、日常点検・清掃他、駐車場等の運営に関することを行う。

ウ 業務従事者の資格等

各利用施設の運営業務を的確に行うため、次に掲げる者を従事させること。

(7) プール運営業務

業務の遂行に必要な知識と技能を有する健康な者。

(特にプール監視を行う者についての必要な知識と技能とは、水上安全法の知識があり、心肺蘇生法を身につけ、かつ 400m 以上の泳力を有する者を想定する。)

なお、各区域(メインプールのある区域とサブプールのある区域)ごとに、次の資格(a～c のいずれかと d) を有する者で、プール監視業務の実務経験が 3 年以上の者を、各区域の責任者として常時従事者を 1 人以上配置すること。

- a 水泳地域スポーツ指導員、水泳教師、水泳コーチ ((公財) 日本スポーツ協会)
- b 水泳指導管理士 ((公財) 日本スポーツ施設協会)
- c 基礎水泳指導員 ((公財) 日本水泳連盟)
- d 水上安全法救助員(指導員)(日本赤十字社)

(イ) トレーニング室運営業務

業務の遂行に必要な知識と技能を有する健康な者。

(必要な知識と技能とは、救急法の知識があり、心肺蘇生法を身につけ、各種トレーニングの基本的な指導が行える者を想定する。)

なお、次のいずれかの資格を有する者で、スポーツ実践指導業務関係の実務経験が 3 年以上の者をトレーニング室の責任者として常時従事者を 1 人以上配置すること。

- a スポーツプログラマー、フィットネストレーナー ((公財) 日本スポーツ協会)
- b トレーニング指導士 ((公財) 日本スポーツ施設協会)
- c 健康運動指導士・実践指導者 ((公財) 健康・体力づくり事業財団)

(ウ) 駐車場運営業務

業務の遂行に必要な知識と技能を有する者。

(必要な知識と技能とは、車両に関する基本的な知識があり、交通ルール等に基づく誘導等の業務が適切に行える者を想定する。)

エ 人員体制等

各業務が円滑に実施されるよう適正な人員を配置すること。ただし、安全利用等のため、次の従事者数を基準とする。

(7) プール運営業務

常時 10 人以上

ただし、プール監視を行う者として、区域ごとに常時 5 人以上。

(責任者としての従事者 1 人を含む)

(イ) トレーニング室運営業務

常時 1 人以上 (責任者としての従事者 1 人を含む)

(ウ) 駐車場運営業務

常時 1 人以上

③ 利用料金の設定及び収受に関する業務

ア 利用料金の徴収等について

(7) 利用料金制度の採用

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用し、利用料金は、指定管理者の収入とする。

a 利用料金の額

(a) 利用料金の額は、条例に定める範囲内において、類似施設との均衡等を考慮の上、指定管理者が知事の承認を得て決定する。

新利用料金については、利用者に対して、十分な周知期間をとるものとする。

(b) 利用料金の収入年度は、施設等の利用日の属する年度とする。

(c) 利用料金の額については、ホームページなどにより、周知に努めるものとする。

- (d) 利用料金の収納については、現金決済のほかキャッシュレス決済に対応する。
- (イ) 利用料金の免除等について

指定管理者は、管理規則第3条第1項に定める開場時間において、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除するものとする。また、管理規則第3条第1項に定める開場時間以外の時間においても、同様に、利用料金を減額し、又は免除することができるものとする。

ただし、d～jについては利用料減免申請書の提出があった場合に限る。

a	施設無料開放日に、共同使用するとき。	免除
b	65歳以上の者又は障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいい、これらの者を介護する者を含むものとする。）が利用する場合。（水泳場の共同使用の場合に限る。）	免除
c	指定管理者が自主事業等で（千葉県国際総合水泳場の管理等に関する条例第6条第3項別表に定められている区分を）利用するとき。	免除
d	千葉県が主催する競技会及び競技力向上推進事業、又は各種事業、並びに講習会、研修会に利用する場合（引率利用を除く。）	免除
e	千葉県小中学校体育連盟が主催する競技会及び競技力向上事業のために利用する場合（引率利用に限る。）	8割減免
f	千葉県高等学校体育連盟が主催する競技会及び競技力向上事業のために利用する場合（引率利用に限る。）	8割減免
g	地方公共団体（千葉県を除く）が主催する競技会及び講習会、研修会のために利用する場合（引率利用を除く。）	5割減免
h	（一社）千葉県水泳連盟が主催する競技会及び講習会、研修会、又は国体等指定選手強化練習会のために利用する場合（引率利用を除く。）	5割減免
i	（公財）日本水泳連盟が主催し、（一社）千葉県水泳連盟が主管する競技会に利用する場合（引率利用を除く。）	5割減免
j	身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する障害者10名以上で構成される団体が、団体構成員（障害者）の健康保持増進等のために利用する場合（引率利用を除く。）	5割減免

- (ウ) 指定管理者は、前記(イ)の各項のほか、スポーツ推進に寄与するなど特に必要と判断した場合は、知事の承認を受けて利用料金を減額し、又は免除すること及び免除の割合を変更することができる。

④ 利用者へのサービスの提供に関する業務

ア 広報について

- (ア) 利用者が水泳場で開催される行事や水泳、体力向上等全般に関する情報を自由に得られるよう、資料等の収集・提供を行う。
- (イ) 施設の利用状況をホームページや広報誌を通じて公開する。
- (ウ) 県行政機関への情報提供は積極的に行う。

イ 千葉県の事業及び社会体育実習等の受け入れに関する業務

- (ア) 千葉県の施策に係る事業等は、他の業務に支障がない限り受け入れる。
- (イ) 大学の社会体育実習等は、他の業務に支障がない限り受け入れる。

ウ 施設見学について

施設見学を希望する者に対しては、運営に支障の無い限り、許可するように努める。

エ 取材及び撮影について

取材及び撮影を希望する者に対しては、運営に支障の無い限り、許可するように努める。
なお、取材及び撮影に当たっては、他の利用者の活動に支障が無いように配慮させる。

オ 施設の安全点検について

利用者の活動が安全に行われるために、施設及び備品等の安全点検を定期的実施し、

危険箇所は速やかに修繕する等、安全管理を徹底する。

なお、利用されている施設においては、利用状況等を確認しながら巡回点検を行う。

カ 施設損害賠償責任保険への加入について

損害の賠償については下記のとおりとする。

(ア) 身体上の損害については、1事故につき3億円以上とすること。

(イ) 財物上の損害については、1事故につき1,000万円以上とすること。

キ 利用に関する情報の提供

広く一般県民が、水泳場を容易に利用できるよう、施設の利用に必要な情報を随時かつ適切に提供すること。

⑤ その他運営業務

ア 災害・緊急時の対応

災害等に備え、防災計画等を作成し、定期的に模擬訓練を実施すること。

また、災害等発生時においては関係機関と連携し、適切に対応すること。

なお、緊急時に必要な用具等は常備し、利用者の急病等発生時においては適切な措置を講ずること。

(2) 施設等の維持・管理に関する業務

指定管理者は、水泳場の安全で快適な環境を確保するため、施設、設備及び備品等(以下、「設備等」という。)を、次に掲げる基準に基づき適切に管理すること。

※ 施設及び設備の修繕・改修・改築・改良・増築及び増設を行おうとするときは、知事と協議が必要となる。(軽微なものは除く。)

① 計画、報告、連絡調整

日常業務(運転・監視等)計画書の作成

月間・年間業務(点検・整備・測定等)計画書の作成

関係官公庁への諸届、結果報告等

関係官公庁の検査等の立会等

② 運転、監視、巡回

設備等の運転、計器類の監視、異常状況の早期発見と適切な対応

③ 維持、保全、点検、整備、清掃

日常的・定期的な清掃、点検、整備等の実施

④ 測定、記録、保存

日常運転日誌等の作成

各種点検結果、測定記録の保存

修繕、廃棄等の記録の保存

⑤ 事故防止

設備等の安全運転の実施

巡視・巡回等による安全対策の実施

緊急時の迅速かつ適切な対応

⑥ 標準業務

標準とする業務は以下のとおりとし、その詳細は、別冊「設備等維持管理業務基準」に列記する事項、「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)及び関係法令他、各施設機器仕様書等を準拠すること。

ア 設備運転管理業務

設備等の特性を効果的に活用し、利用者へのサービス提供が常に的確かつ円滑に行われるよう、十分な体制(人員、有資格者の確保等)と注意をもって管理すること。業務の内容は以下を基準とする。

(ア) ビルオートメーション管理

(イ) 電気設備管理

- (ウ) 熱源設備管理
- (エ) 空調換気設備管理
- (オ) 給排水設備管理
- (カ) プール水質管理
- (キ) プール設備管理
- (ク) 消防設備管理
- (ケ) 建物管理
- (コ) 警備保安管理
- (ク) その他、建物設備管理に関すること

イ 設備保守点検業務

設備等が良好な状態で運転でき、その特性が常に効果的に活用できるよう、十分な注意をもって管理すること。業務の内容は以下を基準とする。

- (ア) 中央監視装置保守点検
- (イ) 受変電設備等点検整備
- (ウ) エアーハンドリングユニット点検
- (エ) ファンコイルユニット点検
- (オ) パッケージ型空調機点検
- (カ) 全熱交換器点検
- (キ) 吸収式冷凍機点検
- (ク) ボイラー点検整備
- (ケ) 圧力容器点検整備
- (コ) 加圧給水ユニット点検
- (ク) その他、建物設備点検（消防設備点検を含む）に関すること

ウ 環境衛生管理業務

設備等の特性を十分に活用し、常に安全で快適な環境が提供できるよう、十分な注意をもって管理すること。業務の内容は以下を基準とする。

- (ア) 建物衛生管理
- (イ) プール環境衛生管理
- (ウ) その他、環境衛生管理に関すること

エ 設備等維持管理業務

- (ア) 植栽地管理業務
- (イ) その他、設備等維持管理に関すること

⑦ 備品管理

ア 指定管理者は、県有備品について、善良な管理者の注意義務をもって良好な状態の管理保全に努め、処分等の異動があるときは、その都度報告する。備品を、指定管理者が知事が支払う委託料で購入した場合は、寄附申込書（千葉県財務規則第 187 条別記第 104 号様式）を添付する。

イ 知事が報告を受けて不用決定した備品の廃棄は、指定管理者と知事が協議して決定する。

ウ 備品は、施設備品及び競技用備品に分けてリストを作成し保管する。数量や使用状況等を、整理簿等により適正に把握できるよう措置を講ずる。

エ 施設備品の機器類は、常に点検整備を行い安全に使用できるよう管理する。

オ 競技用備品等を利用者に貸し出す場合は、利用者に使用説明を行うとともに、状態を確認し貸し出す。返却の場合も状態を確認する。

カ 備品の維持管理(小規模修理等)に要する費用は、指定管理者の負担とする。

キ 指定期間終了後は、各物品の現在高等を記載した物品引渡（返還）書を作成する。

(3) スポーツ推進に関する業務への協力等

- ① 国体選手強化・サポート事業及びジュニア選手強化事業へ協力する。

実施回数は、知事と協議し決定する。

② プールの公認期間満了に伴う更新の手続きについては県が行うが、この業務に協力する。

種別	公認No.	名称	有効期限
公認 50m プール	再 5593	千葉県国際総合水泳場	令和 8 年 3 月 31 日
公認 50m プール	再 5594	千葉県国際総合水泳場（サブプール）	
公認 25m プール	再 2762	千葉県国際総合水泳場（メインプール）	
公認飛込プール	再飛 58	千葉県国際総合水泳場（国際）	

③ 第 13 次「千葉県体育・スポーツ推進計画」実現に向けて県が実施する事業へ協力する。

(4) 自主事業に関する業務

事業の内容については、公の施設であること及び施設の設置目的を考慮し、県民の体力向上及び競技力向上に資する以下のような事業とする。

- ① 利用者に対する技術指導に関する業務
- ② スポーツ推進を目的とした競技大会等の開催
- ③ 水泳技術の向上を図ることを目的とする水泳教室等の開催。
- ④ その他催物、イベント等

(5) その他

① 知事への報告等について

次のとおり報告・提出等を行うものとする。

- ア 翌年度の事業計画書を作成し、提出する。
- イ 毎月の業務実施状況・利用状況・利用料金収入等を翌月に報告する。
- ウ 事件・事故等が発生した場合は速やかに報告する。
- エ 苦情・要望等があった場合は適時報告する。
- オ 事業年度終了後、年間の事業報告書（利用実績等を含む）を提出する。
- カ 地震・風水害発生時の被害状況及び応急対策実施状況等
県内で震度 4 以上の地震が発生した場合は、施設の被害状況及び利用者の安全確保の状況について、確認次第口頭で報告し、その後必要に応じて、書面で報告する。
- キ 協定書第 2 条第 4 項による「審査基準」及び「標準処理期間」を定める場合は、事前に報告する。
- ク その他協定書で定め、又は知事が必要と認めるもの

② 管理業務の引継ぎについて

指定期間が満了したとき、又は協定が廃止されたときは、知事が定める期間内に業務の引継ぎを行うものとする。

③ 防火管理について

- ア 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき所定の手続きを行う。
- イ 消防法第 8 条に規定する管理についての権限を有するものとして、防火管理上の必要な業務を行うものとする。
- ウ 本業務の結果は、防火管理維持管理台帳として整備する。
- エ 防火管理上必要な事項は知事に報告する。

④ 広告事業について

指定管理者が広告事業を実施する場合は、以下の事項に従い実施すること。

ア 広告事業を実施できる箇所等

(イ) 施設内壁面等への広告掲示

施設内壁面等を利用した広告事業を企画することができるが、実施する際には、広告事業の企画内容、掲示場所について知事と協議を行ったうえ、広告掲示場所については

千葉県公有財産管理規則の規定により、行政財産の使用の許可を受けなければならない。

○広告掲出可能箇所

例：1階エントランス壁等、大型映像装置脇壁、2階アクアラウンジ壁等

ただし、掲出等により施設の機能低下を招く場所を除く

(イ) 水泳場の運営に当たって配布する印刷物等への広告掲載

広告事業を行う印刷物等の種類及び掲載位置等については、事前に知事と協議し、決定すること。

イ 広告の範囲

施設内壁面等への掲示及び印刷物等への掲載ができる広告の範囲は、「千葉県広告事業実施要綱」、「千葉県広告掲出基準」に定めるところとし、広告主及び広告内容の決定に際しては、あらかじめ知事と協議し、その承認を受けること。

ウ 行政財産使用料の納入

施設内壁面等を利用した広告事業を実施する場合は、千葉県公有財産管理規則の規定による行政財産の使用許可手続きと併せて、使用料及び手数料条例に基づく行政財産の目的外使用料を納入すること。

エ その他

水泳場で開催する大会等の各種行事において協賛企業がある場合は、大会等の開催期間中における広告物の取り扱いについて大会等の主催者との協議が必要になることがあるので、この旨を広告主に対する留意事項とすること。

⑤ その他の業務の基準

ア 会計独立の原則について

指定管理者の業務にかかる会計は、他の会計とは区分し、独立した口座及び帳簿類により適切に管理すること。

イ 受動喫煙対策について

指定管理者は、施設利用者に対し、健康増進法(平成14年法律第103号)の趣旨に則り、受動喫煙防止対策(建物内は全面禁煙)の措置を講ずること。

ウ 利用者等の意見・苦情等の聴取

施設利用者の利便性の向上等の観点から、「施設来所者アンケート実施要綱」に基づく施設来所者アンケート及び施設利用の満足度調査を実施し、利用者のニーズを反映した施設運営に努めること。

4 その他

(1) 危険負担について

指定管理者と県との危険負担は、別記「危険負担表」のとおりとする。

(2) 守秘義務について

千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定に基づき、指定管理者の役員及び職員は業務上知り得た秘密を漏らして又は不当な目的に使用してはならないこと(退職後においても同じ)。

別紙 1 各施設の利用形態及び利用単位

施設名	利用形態	利用単位
メインプール	専用使用	2コース2時間を単位とする。
		全コース2時間を単位とする。
	共同使用	1人2時間を単位とし、延長は1時間毎を単位とする。
サブプール	専用使用	2コース2時間を単位とする。
		全コース2時間を単位とする。
	共同使用	1人2時間を単位とし、延長は1時間毎を単位とする。
飛び込みプール	専用使用	2時間を単位とする。
		1人2時間を単位とし、延長は1時間毎を単位とする。
初心者プール	専用使用	2時間を単位とする。
		1人2時間を単位とし、延長は1時間毎を単位とする。
トレーニング室	共同使用	1人2時間を単位とし、延長は1時間毎を単位とする。
会議室	専用使用	2時間を単位とする。 (水泳場に登録した団体のみとする。)

別紙2 施設利用に関する行事調整

千葉県国際総合水泳場の設置目的に沿った円滑な利用に供するとともに、有効的に施設を活用するため、施設利用の行事調整を行い、年間行事予定を決定する。

1 実施時期 行事調整を行い、1月に年間行事を決定する。

2 優先順位

(1) 施設の利用を制限する日

- ① 休場日
- ② 施設無料開放日

(2) 行事調整時の優先順位

- ① 県主催行事及び県行政機関主催の事業
- ② (公財)千葉県スポーツ協会、(一社)千葉県水泳連盟、千葉県高等学校体育連盟、千葉県小中学校体育連盟及び地方公共団体主催の事業

※ 大会規模による順位は次の通りとする。

優先順位	大会規模
1	国際大会
2	全国大会
3	関東大会
4	県大会 (全国大会予選)
5	県大会 (関東大会予選)
6	県大会 (県全域にわたる大会)

- ③ 指定管理者が行う自主事業
- ④ スポーツ団体及びその他の団体が行う広範・大規模な事業

(3) 調整の方法

- ① 上記(2)①～③の行事については、優先順位を基に、事前に調整する。
- ② 上記(2)④については下記のように調整する。
 - ・ 重複した場合は各団体で協議し調整をする。
 - ・ 予備日は原則として認めない。
 - ・ その他調整上問題が生じた場合は、指定管理者と知事が協議し決定する。